

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2025年10月15日

くまもと未来応援ファンド

愛称 復興投信

追加型投信/内外/資産複合

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社から交付されます。ご請求された場合にはその旨をご自身で記録しておくようにして下さい。

委託会社 ファンドの運用の指図を行う者

SBI 岡三アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第370号

〈照会先〉

電話番号 **03-3516-1300**

(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

ホームページ <https://www.sbiokasan-am.co.jp>

受託会社 ファンドの財産の保管及び管理を行う者

三井住友信託銀行株式会社

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	資産複合(株式 一般、 その他資産(投資信託 証券(資産複合(債券 一般、不動産投信))) (資産配分固定型))	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり (部分ヘッジ)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
※商品分類及び属性区分の内容は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧頂けます。

〈委託会社の情報〉

設立年月日:1964年10月6日

資 本 金:1億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:17,764億円

(資本金、純資産総額は2025年7月末現在)

- この目論見書により行うくまもと未来応援ファンドの募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年10月14日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は2025年10月15日に生じております。
- ファンドの商品内容に関して重大な約款変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は受託会社により保管され、信託法に基づき分別管理されております。

■ ファンドの目的

安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

■ ファンドの特色

1 | 内外の株式、日系外債、J-REITに投資します。

- 内外の株式 …… 熊本県関連株式

海外の株式については、原則として為替ヘッジを行いません。

- 日系外債 …… 日本企業およびその子会社等^{※1}または政府系機関・地方自治体等の発行する外貨建て債券^{※2}。原則として為替ヘッジを行います。

※1 海外子会社等を含みます。

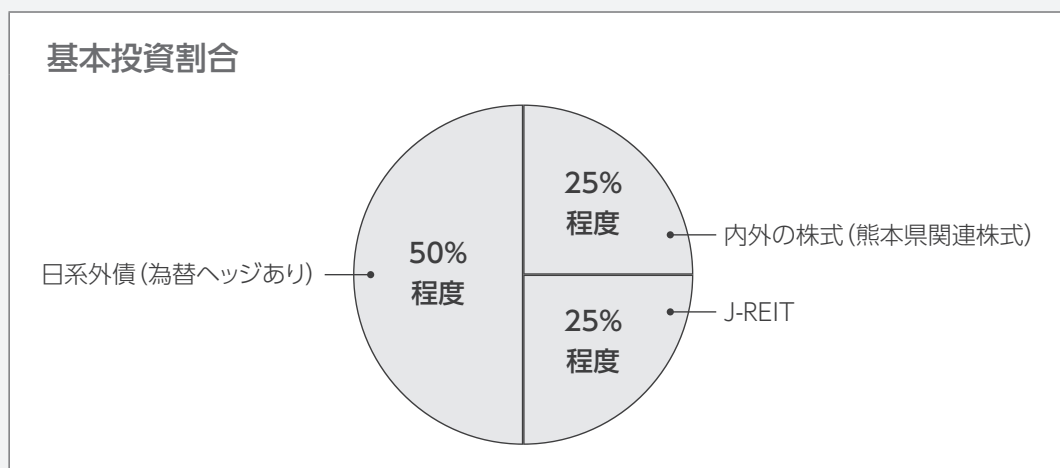
※2 主に米ドルを中心とした先進国通貨建ての債券です。

- J-REIT …… 国内の不動産投資信託証券

※日系外債およびJ-REITへの投資は、原則として、マザーファンドの受益証券への投資を通じて行います。

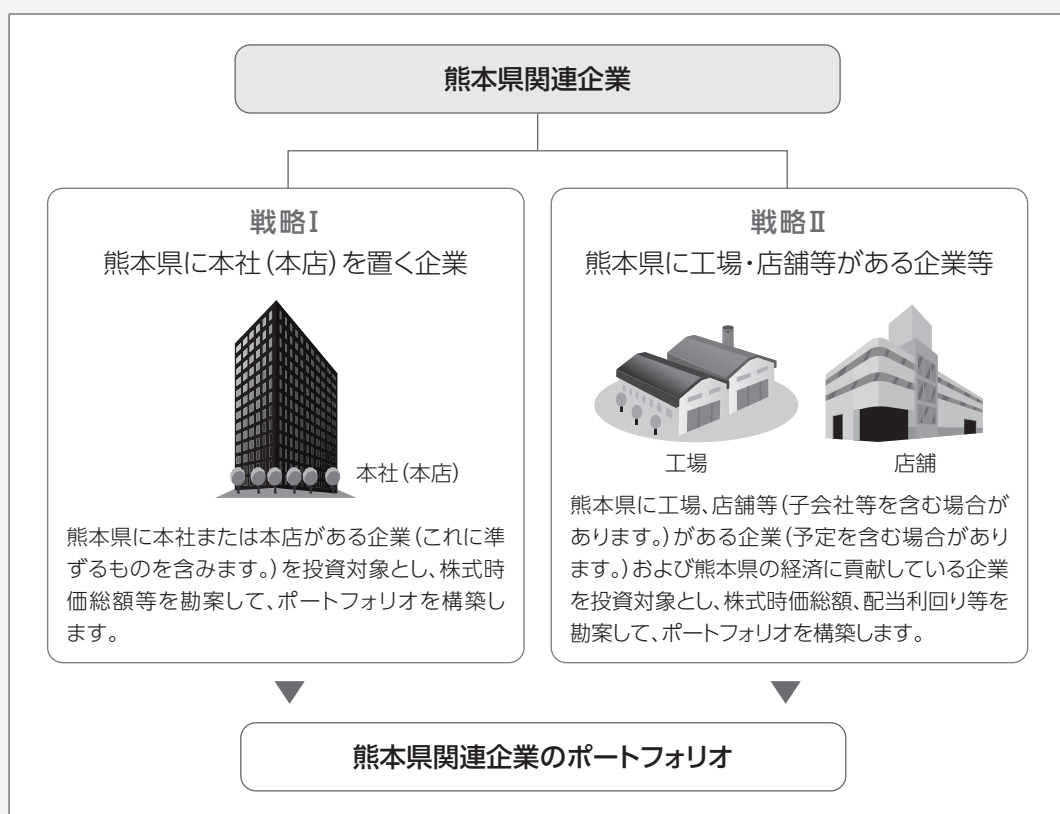
※日系外債への投資にあたっては、私募債や劣後債等への投資も行います。なお、先進国の国債等へ投資する場合があります。

2 | 各資産の実質組入比率は、純資産総額に対して以下の比率を基本投資割合とします。



3 内外の株式(熊本県関連株式)の投資対象は以下のとおりです。

- 熊本県に本社または本店がある企業(これに準ずるものを含まます。)
 - 熊本県に工場、店舗等がある企業(予定を含む場合があります。)、および熊本県の経済に貢献している企業など、熊本県の発展と共に成長が期待される企業や熊本県に関わりが深い企業等(子会社等を含む場合があります。)
- ※金融を除きます。
- 海外の株式については、原則として為替ヘッジを行いません。



※戦略Iおよび戦略IIへの投資比率は、各戦略によって選定された銘柄群の株式時価総額、流動性等を考慮して決定します。

4 日系外債への投資にあたっては、取得時において投資適格の信用格付を取得しているか、同等の評価を得ていると判断されるものを投資対象とします。

- 私募債や劣後債等への投資も行います。なお、先進国の国債等へ投資する場合があります。
- 日系外債については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。



日系外債について

日系外債とは、日本の企業およびその子会社等（海外子会社等を含みます。）または政府系機関・地方自治体等が外貨の資金調達等を目的として発行する外貨建て債券をいいます。

同一発行体の円建て債券に比べて相対的に利回りが高いという傾向があります。



劣後債について

劣後債とは、企業が発行する社債の一種で、企業の破たん時における元利金の支払い順位が普通社債よりも低い債券のことです。一方、利回りは、普通社債に比べて高い傾向があります。償還期限に定めのない「永久劣後債」と、償還期限に定めのある「期限付劣後債」があります。



ファンドの
目的・特色



投資
リスク



運用実績



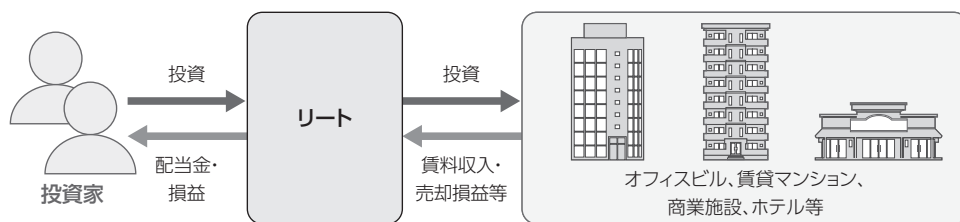
手続・
手数料等

5 J-REITへの投資にあたっては、株式会社三井住友トラスト基礎研究所から不動産市場全体とJ-REITにかかる調査・分析情報等の助言を受けます。



不動産投資信託証券(リート(REIT))とは

リートとは、投資家から集めた資金を不動産(オフィスビル、賃貸マンション、商業施設、ホテル等)に投資し、不動産から得た賃料収入や売却益などから不動産の維持・管理費用等を支払った後の収益を投資家に分配する仕組みの金融商品です。
一般にリートは、利益の大部分を投資家に分配(配当)するなどの一定の要件を満たすことにより、法人課税が減免されるなどの税制面での優遇を受けられる仕組みになっています。



※株式会社三井住友トラスト基礎研究所は、不動産投資に関する調査・研究の受託およびコンサルティング、J-REIT等の不動産を原資産とする有価証券に係る投資助言業務の受託等を行っています。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

熊本県の復旧・復興および “熊本県の未来づくり”のために 寄附を行います。

販売会社は、販売会社が受取る信託報酬の中からファンドの日々の純資産総額に対し年率0.15%を乗じて得た額を熊本県の復旧・復興および“熊本県の未来づくり”のために寄附を行います。

寄附の具体的な内容につきましては、運用報告書等を通じてお客様(投資者)の皆様にご報告します。



ファンドの
目的・特色

投資
リスク

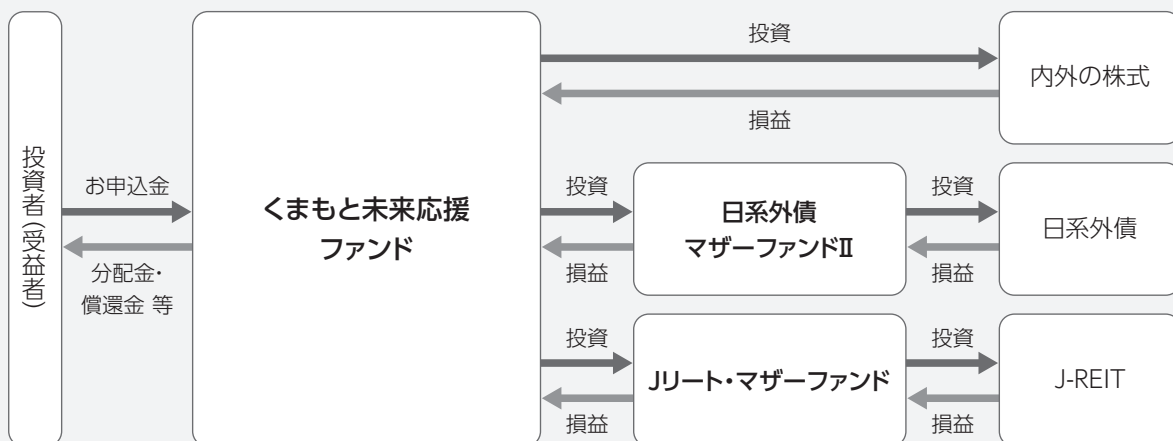
運用実績

手続・
手数料等

●ファンドの仕組み

内外の株式とマザーファンドの受益証券を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



●主な投資制限

- マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の50%未満とします。
- 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券等を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の75%以下とします。
- デリバティブ取引は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 外国為替予約取引は、為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

●分配方針

毎年1月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。繰越分を含めた経費控除後の配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。
- 分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。

※分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドの
目的・特色

投資
リスク

運用実績

手続・
手数料等

マザーファンドの概要

日系外債マザーファンドⅡ	
委託会社	SBI岡三アセットマネジメント株式会社
基本方針	投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。
投資対象	取得時において投資適格の信用格付を取得している外貨建債券を主要投資対象とします。
投資態度	①本邦の企業およびその子会社等(海外子会社等を含みます。)または政府系機関・地方自治体等の発行する、主に米ドルを中心とした先進国通貨建ての債券に投資を行います。 ②投資対象とする債券は取得時において投資適格の信用格付を取得しているか、同等の評価を得ていると判断されるものとします。また、私募債や劣後債等への投資も行います。なお、先進国の国債等へ投資する場合があります。 ③銘柄の選定にあたっては、流動性、信用リスクに留意しつつ、利回り、業績、財務面等の魅力が高いと判断される債券に着目します。 ④外貨建債券の組入比率は高位を保つことを基本とします。 ⑤外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑥資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ②投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ③外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ④デリバティブ取引は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ⑤外国為替予約取引は、為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
信託報酬	ありません。

Jリート・マザーファンド	
委託会社	SBI岡三アセットマネジメント株式会社
基本方針	安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。
投資対象	わが国の金融商品取引所に上場している(上場予定を含みます。)不動産投資信託証券を主要投資対象とします。
投資態度	①わが国の金融商品取引所に上場している(上場予定を含みます。)不動産投資信託証券に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 ②運用にあたっては、株式会社三井住友トラスト基礎研究所から不動産市場全体とJ-REITにかかる調査・分析情報等の助言を受けます。 ※委託会社の判断により投資助言契約の解約を行う場合があります。 ③不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保つことを基本とします。 ④資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 ②同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③株式への投資は行いません。 ④外貨建資産への投資は行いません。
信託報酬	ありません。

ファンドの
目的・特色

投資
リスク

運用実績

手続・
手数料等

■ 基準価額の変動要因

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、内外の株式、日系外債、国内の不動産投資信託証券等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、海外の株式については、為替相場の変動により損失を被ることがあります。日系外債については、原則として為替ヘッジを行います。為替変動リスクを完全にヘッジすることはできないため、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

● 主な変動要因

株価変動リスク

株式の価格は、発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

金利変動リスク

金利は、経済環境や物価動向、金融政策、経済政策等を反映して変動します。一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落し、金利が低下した場合には債券の価格は上昇します。

不動産投資信託証券のリスク

価格変動リスク

不動産投資信託証券の価格は、保有不動産等の価値や賃料収入の増減等に加え、市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

分配金(配当金)減少リスク

利益の大部分を投資家に分配(配当)するなどの一定の要件を満たすことにより、法人課税が減免される等の税制上の優遇措置を受けているため、利益と分配金(配当金)との連動性が高く、利益が減少した場合には、分配金(配当金)も同様に減少する可能性があります。

為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対する円高により、外貨建資産の円換算額は減少し、円安により、外貨建資産の円換算額は増加します。日系外債については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を目指しますが、為替ヘッジの対象となる外貨建資産は市況動向により変動することから、為替変動リスクを完全にヘッジすることはできません。また、円の金利が為替ヘッジを行う当該外貨の金利より低い場合は、これらの金利差相当分等がヘッジコストとなり、金利情勢等により変動します。

劣後債への投資には次のような特徴があり、リスクは普通社債への投資と比較して相対的に大きいものとなります。

(弁済の劣後) 一般的に劣後債の法的弁済順位は普通社債に劣後します。したがって、発行体が経営破綻等に陥った場合、普通社債等の元利金が支払われても劣後債の元利金は普通社債の元利金より減額されたり、支払いを受けられないことがあります。また、劣後債は、一般的に同一発行体の普通社債と比較して低い信用格付が信用格付業者等により付与されています。

(繰上償還延期) 一般的に劣後債には、繰上償還(コール)条項が付されており、この繰上償還の実施は発行体が決定することとなっています。繰上償還されることを前提として取引されている証券もあり、これらの証券が市場で予想されていた期日に繰上償還が実施されない場合、あるいは実施されないと見込まれる場合には、当該証券の価格が大きく下落することがあります。

(利息の繰り延べまたは停止) 利息の支払い繰り延べ条項を有する劣後債は、発行体の財務状況や収益動向等の要因によって、利息の支払いが繰り延べまたは停止される可能性があります。この場合、期待される利払いが得られないこととなり、劣後債の価格が下落する可能性があります。

(制度変更等) 将来、劣後債にかかる税制の変更や、当該証券市場にとって不利益な制度上の重大な変更等があった場合には、税制上・財務上のメリットがなくなるか、もしくは著しく低下する等の事由により、投資成果に悪影響を及ぼす可能性があります。

●その他の変動要因

信用リスク、流動性リスク、カントリーリスク、不動産投資信託証券のその他のリスク(信用リスク、業績悪化リスク、自然災害・環境問題等のリスク、法律改正・税制の変更等によるリスク、上場廃止リスク、流動性リスク)

※基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

■その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金の支払が遅延する可能性があります。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。
- ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファンドが投資対象とするマザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該他のベビーファンドにおいて追加設定および一部解約等がなされた場合には、その結果として、マザーファンドにおいても売買等が生じ、ファンドの基準価額に影響を受けることがあります。

○
ファンドの
目的・特色

●
投資
リスク

○
運用実績

○
手続・
手数料等

■ リスクの管理体制

委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っています。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。執行役員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。



ファンドの
目的・特色



投資
リスク



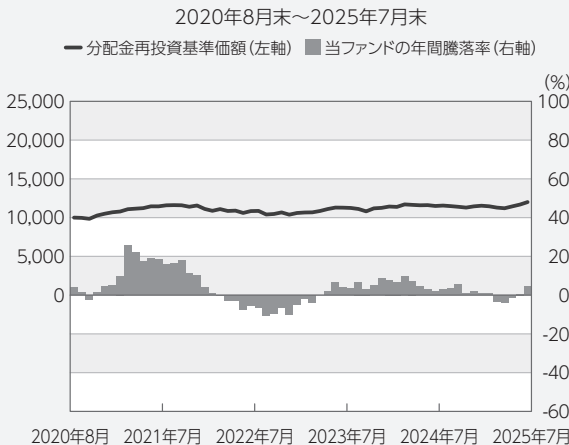
運用実績



手続・
手数料等

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



* 分配金再投資基準価額は、2020年8月末を10,000として指数化しております。

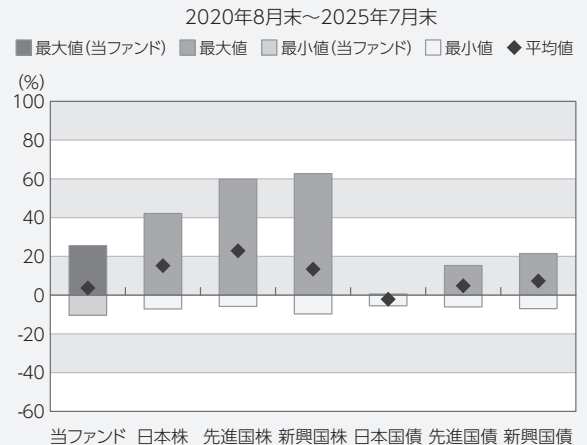
分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。

* 年間騰落率は、2020年8月から2025年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	25.5	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値	△ 10.4	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値	3.7	15.2	22.9	13.4	△ 2.1	4.8	7.3

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

* 2020年8月から2025年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○
ファンドの
目的・特色

●
投資
リスク

○
運用実績

○
手続・
手数料等

運用実績

●基準価額・純資産の推移

2018年1月31日～2025年7月31日



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。

※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

●分配金の推移

2025年 1月	0円
2024年 1月	0円
2023年 1月	0円
2022年 1月	0円
2021年 1月	0円
設定来累計	0円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

●主な資産の状況

資産配分

資産	純資産比率
株式	25.52%
債券	46.34%
投資証券	24.49%
その他資産	3.65%
合計	100.00%

※債券および投資証券は、マザーファンドを通じた実質比率を記載しております。

組入状況

ファンド・銘柄名	業種	純資産比率
日系外債マザーファンドII	-	48.10%
リリート・マザーファンド	-	25.54%
TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	半導体・半導体製造装置	1.67%
平田機工	機械	1.59%
HOYA	精密機器	1.58%
ソニーグループ	電気機器	1.57%
三菱電機	電気機器	1.57%

※組入銘柄は、上位5銘柄を記載しています。

組入上位銘柄

※組入銘柄は、上位5銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

日系外債マザーファンドII

銘柄名	償還日	利率	純資産比率
NIPPON LIFE INS	2055/01/23	4.114%	8.64%
FUKOKU MUTUAL 6.8	-	6.800%	7.62%
ASAHI MUTUAL LIF 6.9	-	6.900%	7.47%
DAI-ICHI LIFE	-	6.200%	7.41%
SUMITOMO LIFE 5.875	-	5.875%	7.24%

※償還日が「-」表示の銘柄は、永久債のため償還日を表示しておりません。 ※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

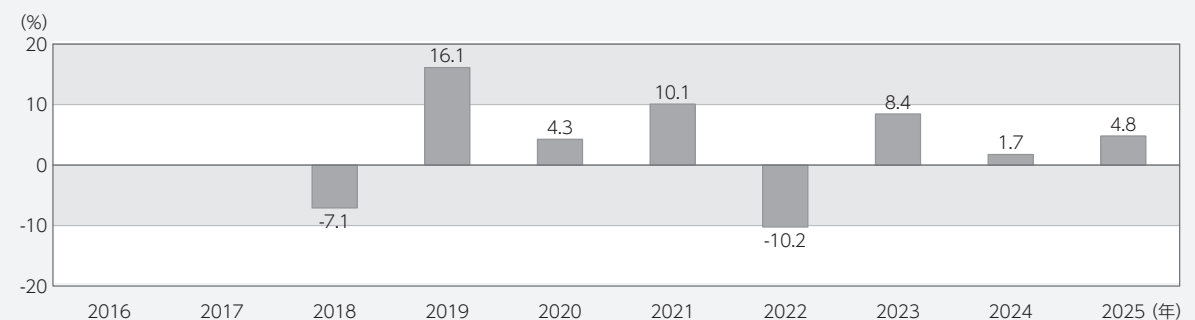
※利率を後決める銘柄は、直近利払い期間の実績の利率を表示しております。

リリート・マザーファンド

銘柄名	純資産比率
日本ビルファンド投資法人 投資証券	7.00%
ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	6.39%
日本都市ファンド投資法人 投資証券	5.89%
野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	5.27%
KDX不動産投資法人 投資証券	4.41%

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

●年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドにはベンチマークはありません。

※2018年はファンドの設定日から年末まで、2025年は年初から7月末までの収益率を示しています。

※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

○
ファンドの
目的・特色

○
投資
リスク

●
運用実績

○
手続・
手数料等

お申込みメモ

 購入時	購入単位	販売会社が定める単位 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
	購入代金	販売会社の定める期日までにお支払い下さい。 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
 換金時	換金単位	販売会社が定める単位 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
	換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社を通じてお支払いします。
 お申込みについて	申込締切時間	原則として、購入・換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
	購入の申込期間	2025年10月15日から2026年4月14日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。
	換金制限	ありません。
	購入・換金申込不可日	以下に該当する日は、購入・換金申込の受付を行いません。 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ニューヨークの取引所の休業日
	購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の受付を中止することや、すでに受付けた購入・換金申込の受付を取消することがあります。
 その他	信託期間	原則として無期限(2018年1月31日設定)
	繰上償還	受益権口数が5億口を下回ることとなった場合、やむを得ない事情が発生した場合等には繰上償還となることがあります。
	決算日	毎年1月15日(休業日の場合は翌営業日)
	収益分配	年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。
	信託金の限度額	2,000億円
	公告	原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.sbiokasan-am.co.jp
	運用報告書	毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
	課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2025年7月末現在の情報に基づくものです。税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

○
ファンドの
目的・特色

○
投資
リスク

○
運用実績

●
手続・
手数料等

ファンドの費用・税金

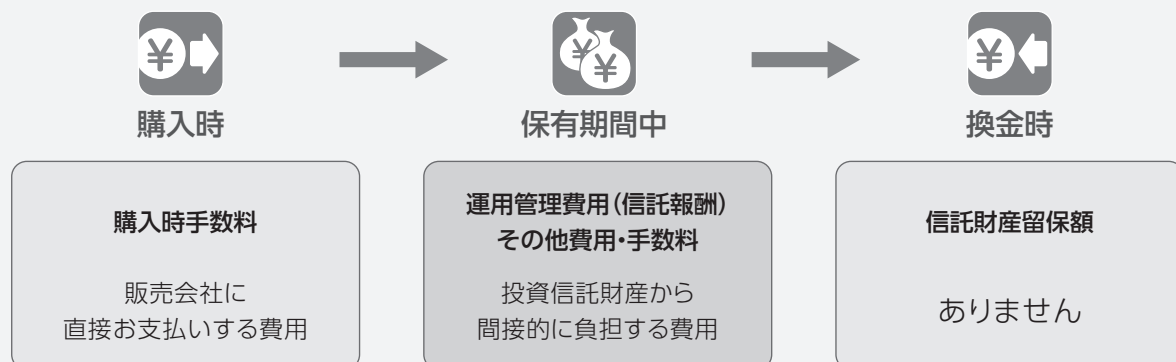
ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用				
購入時手数料	購入金額(購入価額×購入口数)に、販売会社が独自に定める購入時手数料率を乗じて得た額 購入時手数料率の上限は、1.1%(税抜1.0%)です。 購入時手数料率は変更となる場合があります。 詳しくは販売会社にご確認下さい。		ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。	
信託財産留保額	ありません。			
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額×年率1.089%(税抜0.99%)			
	配 分	委託会社	年率0.40%(税抜)	委託した資金の運用の対価です。
		販売会社	年率0.55%(税抜)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
		受託会社	年率0.04%(税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
	熊本県の復旧・復興および“熊本県の未来づくり”のために、販売会社が受取る信託報酬から寄附を行います。			
その他費用・ 手数料	監査費用:純資産総額 × 年率0.0132%(税抜0.012%)			
	有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産でご負担いただきます。なお、マザーファンドの当該費用につきましては、間接的にご負担いただきます。 ※運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。			

※運用管理費用(信託報酬)、監査費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。その他費用・手数料(監査費用を除きます。)はその都度、投資信託財産から支払われます。

※ファンドに係る手数料等につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。なお、上場不動産投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託の費用は表示しておりません。

ご購入からご換金までの費用のイメージ



○
ファンドの
目的・特色

○
投資
リスク

○
運用実績

●
手続・
手数料等

●税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」について
少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※税金に関する記載は、2025年7月末現在の情報に基づくものです。税法が改正された場合には変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書対象期間(2024年1月16日～2025年1月15日)の総経費率(年率)

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
1.10%	1.08%	0.02%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。)を対象期間中の平均受益権口数に対象期間中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。
※その他費用の比率は、マザーファンドが支払った費用を含みます。
※上記の前提条件で算出されたもので、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※詳細につきましては直近の運用報告書(全体版)をご覧ください。

MEMO

.....

.....

MEMO

.....

.....

MEMO

.....

.....

